

「公告をする方法」電子公告の方法により行う。ただし、電子公告による公告
をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、〇〇
市において発行する〇〇新聞に掲載してする。

<http://www.dennsikoukoku>・・・

貸借対照表の公告

<http://www.kessann>・・・

「原因年月日」平成〇年〇月〇日変更